

阿賀野市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、水
道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示
する。

令和7年4月17日

阿賀野市水道事業

阿賀野市長 加藤 博 幸

- 1 委託業務名
水道料金等コンビニエンスストア等収納代行業務委託
- 2 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年3月17日
- 3 収納事務を委託した日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 委託する業務内容
使用者が持参した水道料金・下水道使用料納入通知書の指示に従い、受注者
が契約を締結する全国のコンビニエンスストア本部の直営店及びフランチャ
イズ加盟店、並びにモバイル端末でアプリを利用して収納の取扱いを行う事
業者を介して収納し、当該収納金を阿賀野市水道事業会計に振り込むもの。
- 6 委託を受ける者
東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
代表取締役 古佐賀 正泰